

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第40条 当法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰越し、分配はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第45条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。